

別表一の二(二)次葉 (※平成26年10月1日以後開始する連結事業年度から)
 「35」欄又は「39」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表一の二(二)次葉 平二十六・十・一以後開始連結事業年度等分

		連 結 事 業 年 度 等	・	・	法 人 名		
法 人 税 額 の 計 算							
特例税率の適用がある場合	(1)のうち年800万円相当額以下の金額	35	000	(35)の18%相当額	42		
	800万円 × $\frac{1}{12}$						
	(1)のうち(35)を超え年10億円相当額以下の金額	36	000	(36)の20%相当額	43		
	99,200万円 × $\frac{1}{12}$						
(1)のうち年10億円相当額を超える金額	37	000	(37)の22%相当額	44			
(1)-10億円 × $\frac{1}{12}$							
連結所得金額	38	000	法人税額	45			
(35)+(36)+(37)			(42)+(43)+(44)				
上記以外の場合	(1)の金額又は800万円 × $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	39	000	(39)の16%相当額	46		
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額	40	000	(40)の20%相当額	47		
	(39)						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「35」欄</p> <p>特定の協同組合等※である連結法人の法人税率の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の8第2項」</p> <p>② 「区分番号」欄:「10372」</p> <p>③ 「適用額」欄:当該別表一の二次葉(二)「35」欄の金額(円単位)</p> <p>(注) 1 <u>適用額は、年800万円が上限となります。</u></p> <p>2 <u>別表一の二(二)「1」欄が「0」又はマイナスの場合には、適用額明細書に記載しないでください。</u></p> </div>							
<p>※ 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等(特定の地域又は地域に係るものに限ります。)のうち、租税特別措置法第68条の108第1項第1号から第3号までに掲げる要件の全てに該当する協同組合等</p>							
課 税	課税土地譲渡利益金額	52		法人申告前の	確定地方法人税額	59	
	法人税額	53		の	欠損金の繰戻しによる還付金額	60	
法 人 税 額 の 選 算							00
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「39」欄</p> <p>中小企業者等である連結法人の法人税率の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の8第1項第2号」</p> <p>② 「区分番号」欄:「10370」</p> <p>③ 「適用額」欄:当該別表一の二次葉(二)「39」欄の金額(円単位)</p> <p>(注) 1 <u>適用額は、年800万円が上限となります。</u></p> <p>2 <u>別表一の二(二)「1」欄が「0」又はマイナスの場合には、適用額明細書に記載しないでください。</u></p> </div>						
計 算	この申告による又は減少(11)-(53)又は(54)-(22)						
	連結欠						
	翌期へ繰り越す連結欠損金	57					